

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 水産課

法令名	佐賀県漁業調整規則			法令番号	令和2年佐賀県規則第63号		
手続名	漁具等の陸揚げ命令			根拠条項	第48条		
処分基準	<p>知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、漁業法第131条第1項の規定に基づき、当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。</p> <p>（陸揚げ命令は次の場合に行うことがある）</p> <p>（1）同一漁業で無許可違反歴が3犯になった場合</p> <p>（2）漁業許可の取り消しの規定により許可を取り消された場合</p> <p>（3）当該違反船舶の滅失、売買、代船等の理由により停泊処分ができない場合</p> <p>（4）その他、規則第48条第1項に基づく停泊命令だけでは、漁業取締り上必要な措置が講じられないと認められる場合</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 水産課	交付機関 水産課	目次No.	15	